

すと、残念ながらたとえば一人世帯の人で実績では二千円ということ。支給しようと思えばこの一人の場合でも最低四千円まで倍にしてやることかできると思っています。法の中でやろうと思えばできるんです。それに上積みする方法は幾つかございます。私はそう思うんです。四千円以上の二人世帯であれば当然一人世帯四千円ですからそれ以上を支給しないとこれはバウンスかとれないわけです。とすれば現物で支給するという方法だって可能でしょうし、もっとモラルに於いて有効であろうと思われるのは四千円以上の分は商品券で支給すると、この方法ではすでに三多摩ほかの市の状況を私は余り例に出したくないんですけれども、二市ではこの四千円以上の分はこれを商品券で上積みして出している。こういう市もあるわけです。それから私が言うまでもなく御存じだと思いますけれども、社協に委託してやるとかいろいろ方法は十分考えられると思うんです。とすれば最低、たとえば法が許している四千円という線まで引き上げるべきじゃないかと思うんです。特に夏等も現在福生市の場合はんづめ、ビスケットというようなものを現物支給されてるようですけれども、こういうものについても、やはりもう側からすれば現物でなく現金の方がよろしいんじゃないかと思うんです。こういうことは運用の仕方でもうにもなるんじゃないかと思っただけですが、その点はお考えになっていただきたいと思います。

予算的な措置といたしまして、言ってみれば法外援護の全部をひくろめても恐らく五十二年度の予算でも百四十万円ぐらいじゃないか、たかと思っただけですけれども、仮にこれを倍額にしたとしても百万円ほどの予算があれば少なくともいまの現行法の自治体としてやってやれる予算措置というものは、これはもう予算がないというようなことでは決まらないうちです。そういう点ではお考えになっていただきたいと思います。なぜかと申しますとやはりいまインフレの中でそういう人たちの部分が一番圧迫を受けているわけです。そういうところに福祉ダウンというようなことが言われておられますけれども、そういう部分の人までいわれるまま裸にしてしまうというようなことは決して考えられていないわけだと思ひますけれども、十分力を入れていただきたいと思います。思っただけですがその点のお考えをお聞きしたいと思います。それから又、合わせまして東京都の指導等もお聞きいたしますと、先ほど答弁がありましたように二十六市差がないように指導されてるそうなんです。そういうことから見ますと多少福生市の場合には差ができた。上の方で差がでるんじゃないんですけれども差が下の方にいってしまっているんじゃないか。私の調べた範囲ではやはり級地の問題もありますけれども、独自の問題でもちやうと見失ふりするような感じを率直な感じとして受けるわけです。そう

いうこともありますので御検討をお願いしたいと思いますが、その点どうお考えでしょうか。

○市長(石川常太郎君) 御答弁申し上げます。

第一点の米軍の年間の犯罪の資料は申しわけないんですけど市にはございません。

それから申し込んだことの実行についても、実行するように又再度申し上げます。それから福生の関係でございますが、他市と関係なく市は市で独自で十分という御希望でございます。私たうもできればそれが一番いいことではございますが、やはりものというものは一つの限度というものがございまして、非常に困窮な福生市がすべてにつきまして、これはこういう福祉の問題のみならず、いろいろな点につけてさうずば抜けたことはございません。これは当然でございます。やはり一つの身分相応というふうなことがあるわけでございます。でございますので、先ほど申し上げましたように、やはり市独自の補助といったしましては二十六市の中間ぐらいのところが一番相応じゃないかというふうに、これは一つの常識として私は考えておるわけでございます。決してお困りの方をないがしろにするということではなく、非常にお気の毒と思っておりますが、すべてのことが他市よりおくれているわけでございますので、一般普遍的のこともいまい生懸命他市に追いつく

ようにやっている段階でございますので、いま少ししんぼうをいたしまして、そういうことが十分可能なような市に、市の実力を早くつけていきたいと、そして市に実力のついた場合には十分なることをしても、世間的にも、又市自体でもそれが認められるということだと私は思いますので、ぜひいまの現状あるいは二十六市の中間を比べまして、もし低いものがあるればこれはもうろん考えますけれども、一つの限度というものは守らせていたいただきたいと思つ次第でございます。

先ほど申し上げましたが、早く市を一人前の市にしたいということ、こういう福祉の関係を早く本當の福祉の市にしたいんで私たうは現在のような福祉でがまんをしていたでございます。市の充実に力をいたしているところでございますので、大変くどいようでございますが、さういふ点で御納得いただきたいと、私は、私自身といたしますれば十分これにお金を投入したほうが私はもうろん地味さんにほめられて私は喜んでございます。しかしさうかといって私が楽だからといって私は市民全体のためにならないというふうに考えまして、又、お困りの方にもなまじ、かなことより本當の福祉の市になってから十分してあげた方が将来には非常にいいだろうと、私はさう思つてゐるでございます。だからやはり待つていただきたいということを私は切にお願い申し上げます。

○二番(松山清君)

次頁料の方は残念ながらまだお調べになっておられないようで、これは行政側としてやっていただけないでしょうか。私も調べるつもりでやっておるんですけども、これは個人だとなかなか敬言察の方もむずかしいんで、そういう統計次頁料としてはあるだろうと思いますので、そういうものをお調べになって教えていただきたいと思います。その点を二つ御要望いたしておきます。

それから福祉の問題でいろいろ又市長の方で私の質問以外の御答弁をいろいろつけ足しになりましたんで、私もいろいろしたいんですけども、私の質問の筋から離れない線で進めたいと思います。少なくとも東京都の指導で二十六市の中で差がないようにというようにすることもされておりますので、そういう点では私が先ほど質問いたしました生活保護なんかに対しても、特に直接生活に結びつく夏と冬との一時金の支給というようなものは法の許す範囲の中で最大限のものをやりやっていくべきじゃないかと、これは私はできるだろうと思います。そういう点でこの件についてもう一度だけお考えになるかどうかお聞きしたりと思います。

それからこの福祉の問題について市長の方で施政方針演説その他で、又、ただいまもいろいろと申されましたけれども、施政方針演説の中でも市民自身が市が自分

のために何をしてくれるかではなく市のため自分が何をなすべきかを考えるというよう
なことを言われておりますけれども、そういう市民をつくっていく上では何かやっぱり一番
大切かといったら生活が一番だと思ふんです。この市民一人一人の生活そのものがきちとなっ
てなければ、これは幾らそんなことを言ってもどうもそういう考えそのものが出てこないわけ
です。そういう点で生活の問題としてきちとそれを行政の中に位置づけていくべきだと思
ふんです。

それから将来福祉をやっていることについてもうちょっとがまんをしてもらいたいというふう
なことを機会あるたびに市長は申されるわけですけども、言わせていただければ、石
川市長さん自身が今後十年も二十年も福生の市長をやっていくんならいいんです。市
長の任期だって四年に一回選挙をやらなきゃいかんし、今度の三年後に市長自身が立
候補するかどうかもうらんわかりませんし、立候補して当選するしないというのはこれは市
民の判断でありまして、数年先というのは市長の任期があるうちにやるんならいいん
ですけれども後は知らんというんじゃないです。やっぱり現実問題なんです。いろいろな
市の施設そのものを整備するのが悪いとは私は言いません。当然整備しなければならな
いものはしなければならぬけれども、そればかりやっただけでは私は片手落ちだと思ふん

です。少なくともやっぱりバランスのとれたもの、いわゆる福祉問題は将来の問題ですというこじやなくて、現実の問題としてやはり着実に積み上げていかなきゃならんと思うんです。そういう点で、いままで市長は再三、再四将来の問題だとかいろいろ言ってますけれども、三年後には当然市長の任期もくるわけです。そういう先のことはなくて、そんなことを幾ら言うていただいたって私ども納得できません。先のことを、三年後の改選後の話まで言わねえとそんなものは全然真実味も何もありません。現実の問題として対応していただきたいということをお私は、お願いしたいと思います。最初

の点についてだけお願いしたいと思います。

○議長(母井喜代次君) 松山議員に申し上げます。

すでに会議規則の回数を超えておりますことを御承知の上でお願いします。

○秘書職員課長(斎藤多市君) 先ほどの米兵関係の次資料につきましては、敬言察あるいは米軍側に対して事情調査をしてみたいと思っております。

○二番(松山清君) 資料の方は手に入りましたらお願いしたいと思います。

それから今後とも福祉の問題については常に忘れることなく念頭に置きまして充実していただきたいと思います。その点を強く申し述べて一般質問を終わらせていただきます。

○議長(母井喜代次君) 以上で一般質問を終わります。

○議長(母井喜代次君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。がこれに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(母井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって本日はこれをもちて延会とすることに決定いたしました。

本日はこれをもちて延会いたします。

なお次会は三月十一日午前十時から開きます。

午後四時十四分 延会

写

福庶発第三千五百三十一号

昭和五十二年三月三日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

昭和五十二年第一回福生市議会定例会の招集について

昭和五十二年三月三日付け、福生市告示第八号（別紙参照）をもつて、昭和五十二年第一回福生市議会定例会を招集したので通知します。

(写)

福生市告示第八号

地方自治法（昭和二十三年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、昭和五十二年第一回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十二年三月三日

福生市長 石 川 常太郎 印

一 期 日 昭和五十二年三月十日

二 場 所 福生市議会議場

(写)

福庶発第三千五百三十二号

昭和五十二年三月三日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

議案の送付について

昭和五十二年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第二号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

例

二 議案第三号 福生市市設住宅貸与条例の一部を改正する条例

三 議案第四号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

四 議案第五号 福生市地域会館条例の一部を改正する条例

五 議案第六号 福生市営水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例

六 議案第七号 福生市民会館条例

- 七 議案第八号 福生市公民館条例
- 八 議案第九号 昭和五十一年度福生市一般会計補正予算（第八号）
- 九 議案第十号 昭和五十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）
- 十 議案第十一号 昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第四号）
- 十一 議案第十二号 昭和五十一年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）
- 十二 議案第十三号 昭和五十一年度福生市一般会計予算
- 十三 議案第十四号 昭和五十一年度福生市国民健康保険特別会計予算
- 十四 議案第十五号 昭和五十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算
- 十五 議案第十六号 昭和五十一年度福生市下水道事業会計予算
- 十六 議案第十七号 昭和五十一年度福生市受託水道事業会計予算
- 十七 議案第十八号 市道路線の認定について

(写)

福庶発第三千七百三十一号

昭和五十二年三月十日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

貫 井 喜代次 殿

議案の訂正について

昭和五十二年第一回福生市議会定例会に提案する議案について、次のとおり訂正したので、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

一 議案第九号 昭和五十一年度福生市一般会計補正予算（第八号）

訂 正 箇 所	要 因	正 正
3 2 頁 5 学習等供用施設建設費の欄説明の項中	商工業什修等施設用地契約更新料	本町地区学習等供用施設用地契約更新料

33頁 3 市民体育館管理費の欄説明の項中	図書室間仕切取付工事	会議室間仕切取付工事
-----------------------	------------	------------

二 議案第十三号 昭和五十二年度福生市一般会計予算

訂正箇所	誤	正
27頁 2 民生費都委託金の欄説明の項中	身体障害者無料乗車証交付事務費委託金	身体障害者無料乗車証交付事務費委託金
40頁 7 財産管理費の欄説明の項中	商工業研修等施設	本町地区学習等供用施設

三 昭和五十二年度当初予算資料

訂正箇所	誤	正
17頁 7中	昭和51年度	昭和52年度
17頁	(52年2月7日現在)	(52年4月1日推計)

福議発第十九号

昭和五十二年三月四日

福生市議会議長 貫 井 喜代次

殿

議案説明員の出席要求について

昭和五十二年第一回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一十一条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日 時 三月十日(木) 午前十時
二場 所 福生市議会議場

請願第一号

障害者（児）の施設設置に関する請願書

紹介議員

山崎

良之助

